

○総務省告示第百十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、二六三元	一三、四四二元	二十歳未満	五、一六六円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、八七二元	一三、四四二元	二十歳以上二十五歳未満	五、六九一元	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二元	二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円	三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円	三十五歳以上四十歳未満	六、七八二元	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円	四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三元	二二、八八六円	四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円	五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円	五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二一、三一四円	六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円	六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二元	七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。